

**令和元年度
小さな拠点の形成に関する実態調査
調査結果**

令和元年9月
内閣府地方創生推進事務局

1. 調査概要

「令和元年度小さな拠点の形成に関する実態調査」概要

- 調査主体：内閣府地方創生推進事務局
- 調査時期：令和元年5月末時点における状況として、6月14日～7月4日にかけて調査
- 調査対象：全市町村
- 調査方法：都道府県を經由して、市町村に対して、市町村内の小さな拠点の形成状況等について調査。調査票をメールで送付し、都道府県においてとりまとめの上、メールで回収
- 調査項目：市町村における小さな拠点の形成数、今後の形成予定数
各小さな拠点の地区名、住所、人口、集落数、対象範囲、地域区分、地域再生計画や市町村版総合戦略への位置付け、主な拠点施設、交通ネットワーク、地域運営組織の有無、ホームページ等
- 公表方法：内閣府小さな拠点情報サイト (https://www.cao.go.jp/regional_management/) で公表（各市町村より公表可と判断されたものをリスト化し、公表）

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏[※]において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となる。

2. 調査結果 概要

〔全体の概要〕

- 1, 718市町村（回答率100%）
- 回答のあった市町村のうち、**約31%にあたる533市町村**（前回調査：496市町村）において、小さな拠点が、**1, 867箇所**形成されている。（前回調査：1, 723箇所）
- そのうち、**330市町村**（前回調査：307市町村）において、**市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点**が**1, 181箇所**形成されている。（前回調査：1, 069箇所）
- 小さな拠点の形成箇所一覧については別紙1、2のとおり（調査において、公表可と回答した箇所のみ記載）

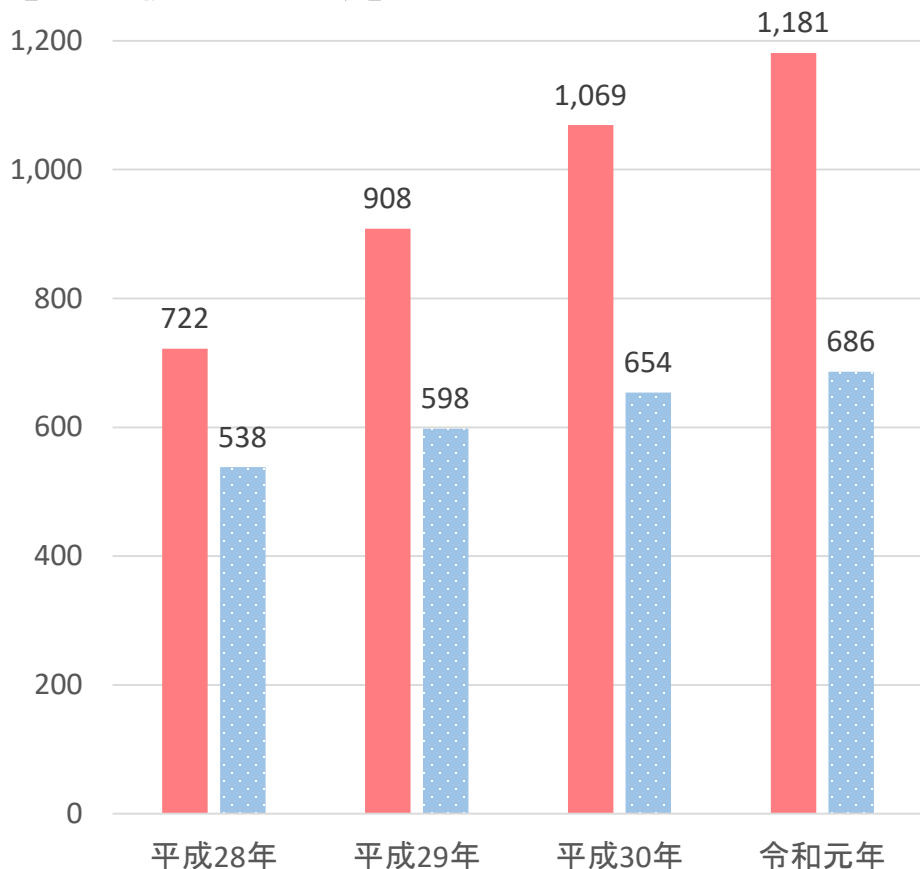
〔市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1, 181箇所の概要〕

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の約30%）
- 22%にあたる252箇所で地域再生計画に位置付け、主に地方創生関係交付金を活用し取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、運動施設等、飲食店、地域交流センター等地区住民の活動拠点施設の順に多い
- **都市部との公共交通は95%の箇所で形成**されており、**周辺集落との交通は84%の箇所で形成**されている
- 都市部との交通及び周辺集落との交通はともに民営路線バスが最も多い
- **86%の箇所で地域運営組織が形成**され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む

2. 調査結果 過去の調査との比較

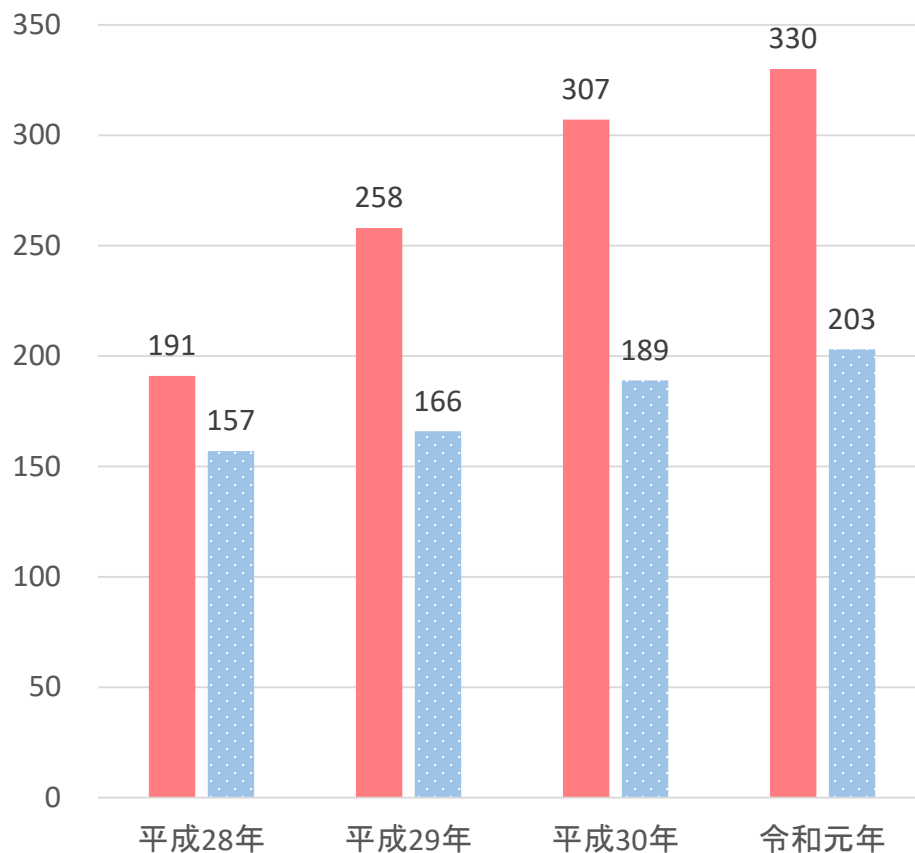
- 市町村版総合戦略に位置づけのある小さな拠点の形成数は、調査を開始した平成28年度調査と比較して、459箇所増加。また市町村数も139市町村増加
- また、全体としても平成28年度調査と比較して、607箇所増加。市町村数も185市町村増加

【小さな拠点の形成数】



■ 市町村版総合戦略に位置づけのある箇所数
■ 市町村版総合戦略に位置づけのない箇所数

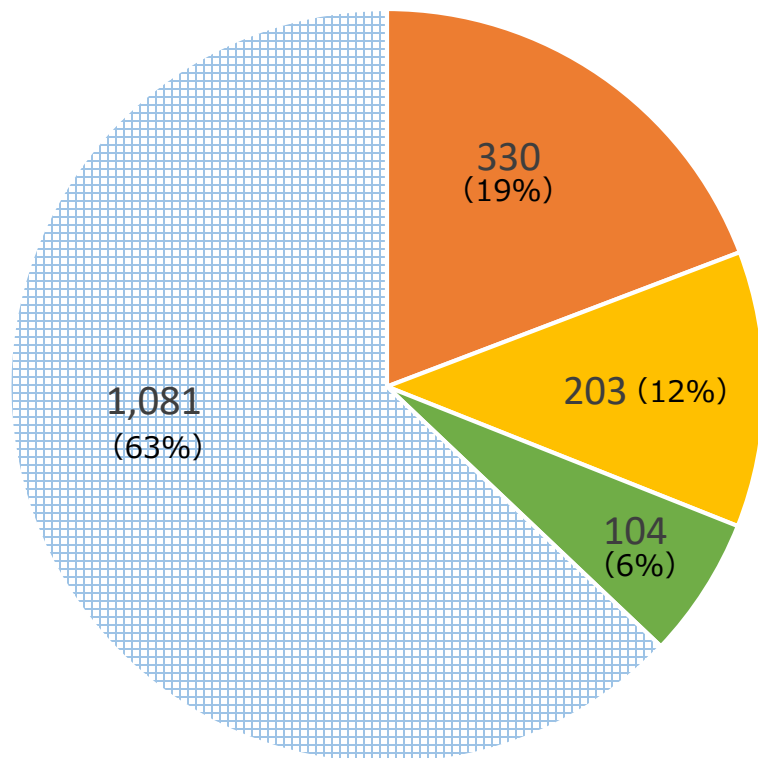
【小さな拠点が形成されている市町村数】



■ 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村総合戦略への位置づけ有)
■ 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村総合戦略への位置づけ無)

2. 調査結果 回答市町村数等

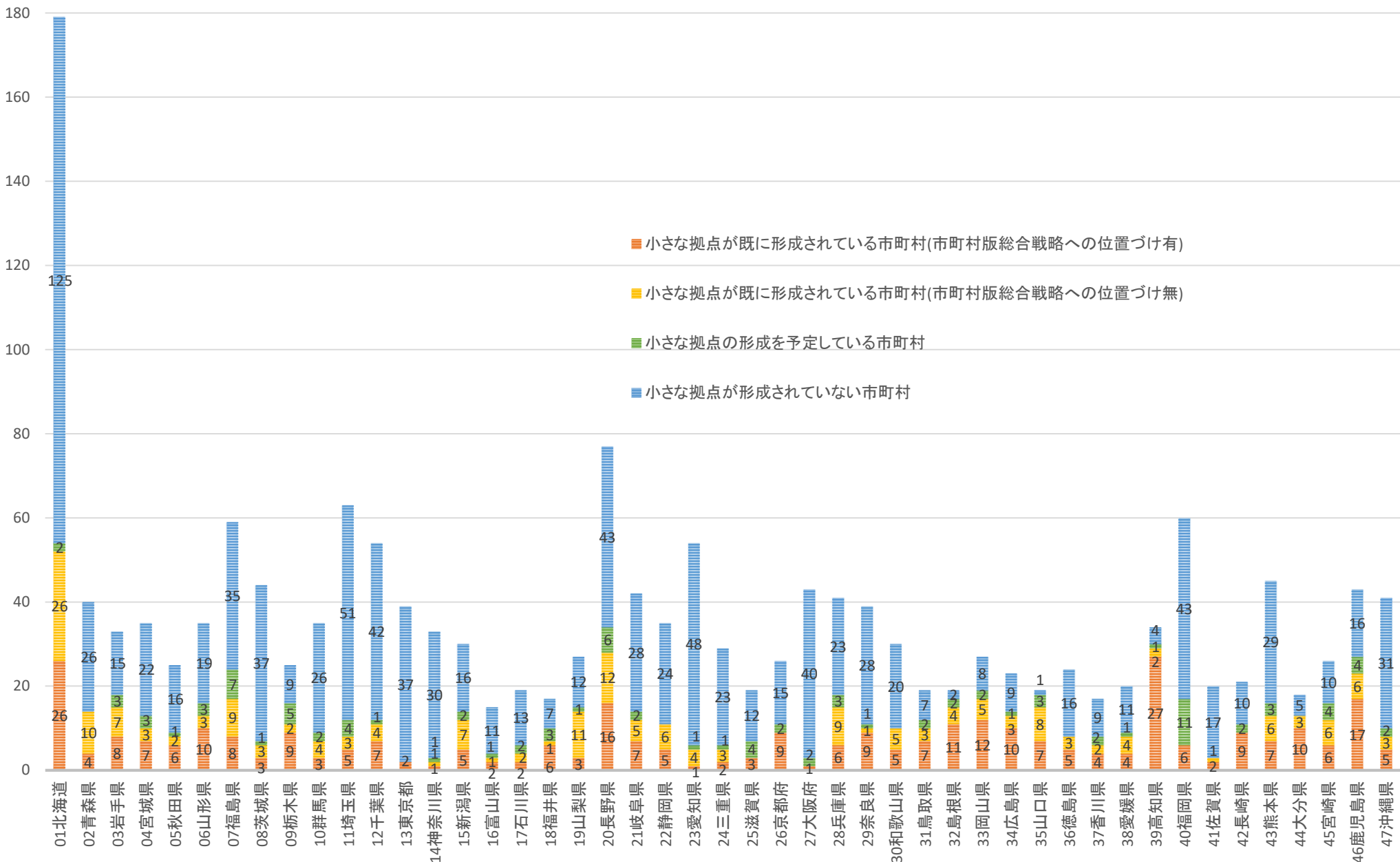
- 回答市町村数：1,718市町村（回答率100%）
- 回答のあった市町村のうち、小さな拠点が既に形成されている市町村は、533市町村（31%）
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は、330市町村（19%）



- 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村総合戦略への位置付け有)
- 小さな拠点が既に形成されている市町村(市町村総合戦略への位置付け無)
- 小さな拠点の形成を予定している市町村
- 小さな拠点が形成されていない市町村

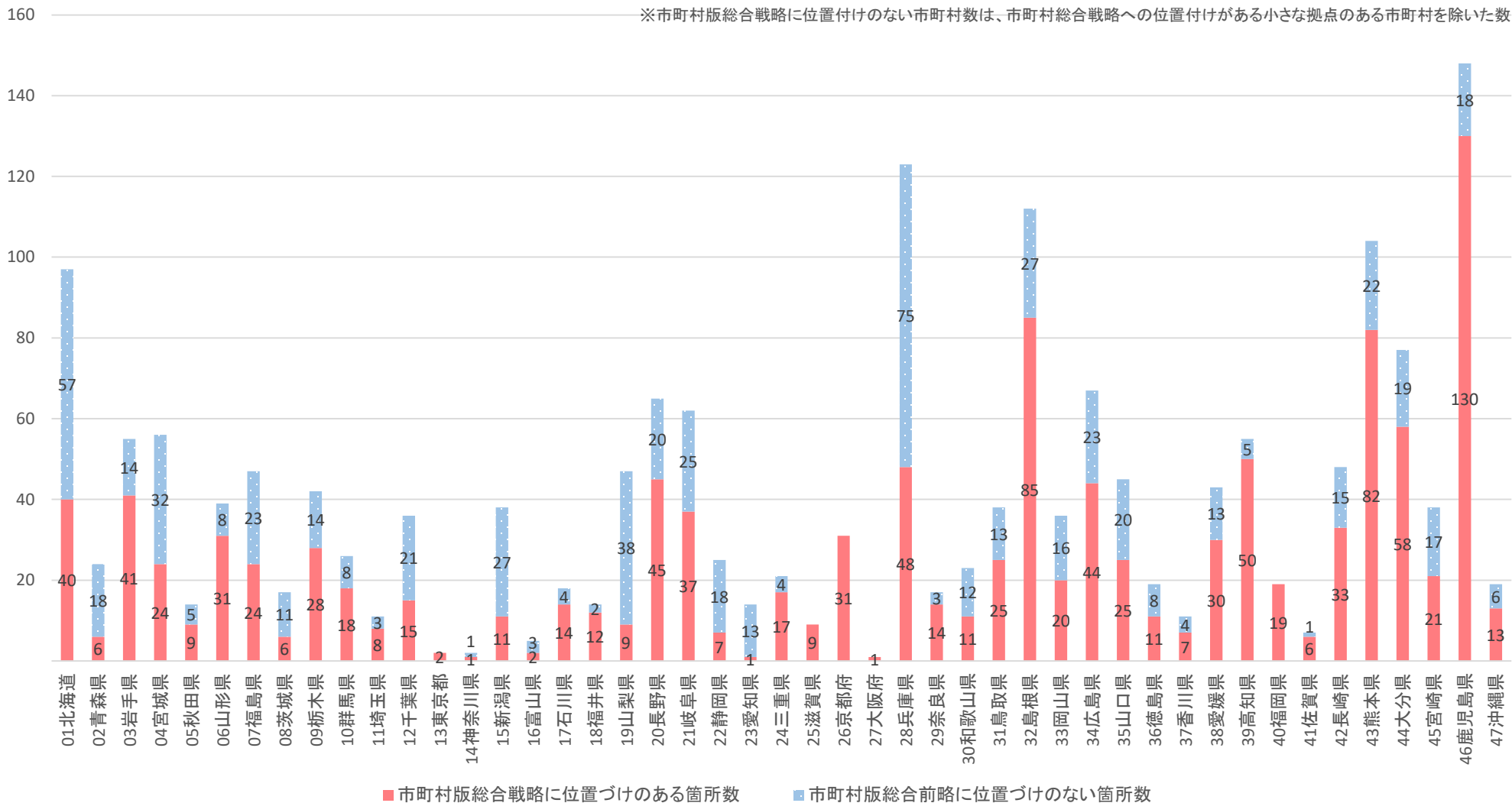
- ※1 一つの市町村内に、市町村総合戦略への位置付けがある箇所と位置付けがない箇所の両方が存在する場合は、位置付けがある市町村として計上する
- ※2 一つの市町村内に、小さな拠点が既に形成されてる箇所と今後形成を予定している箇所の両方が存在する場合は、小さな拠点が既に形成されている市町村として計上する
- ※3 都市部のみで小さな拠点の形成が考えられない市町村も含む

2. (1) 回答市町村数の都道府県別の内訳



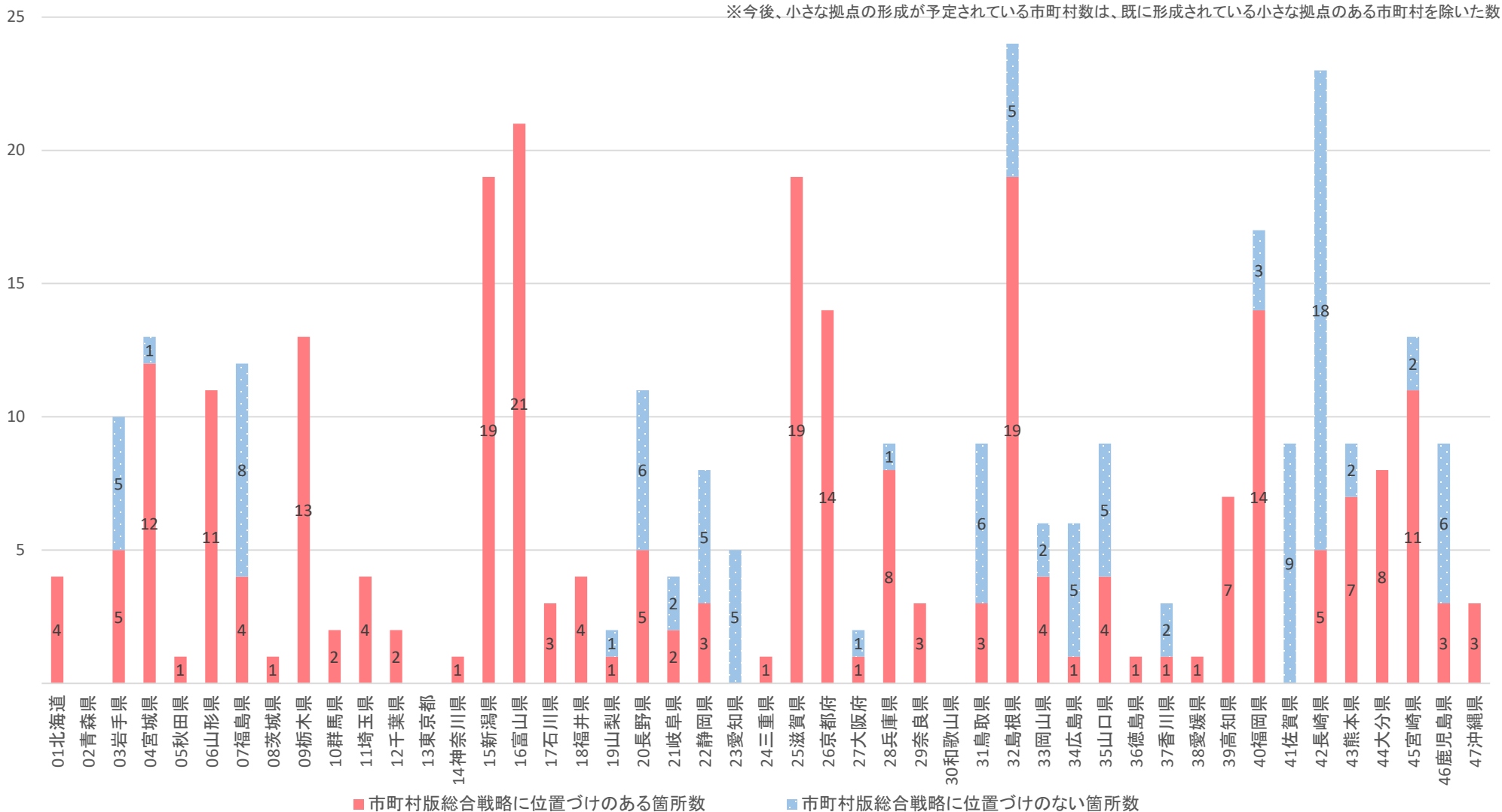
2. (2) 現在形成されている小さな拠点数

- 現在形成されている小さな拠点は、
市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：1,181か所（330市町村）
市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：686か所（203市町村※）



2. (3) 今後、形成が予定されている小さな拠点数

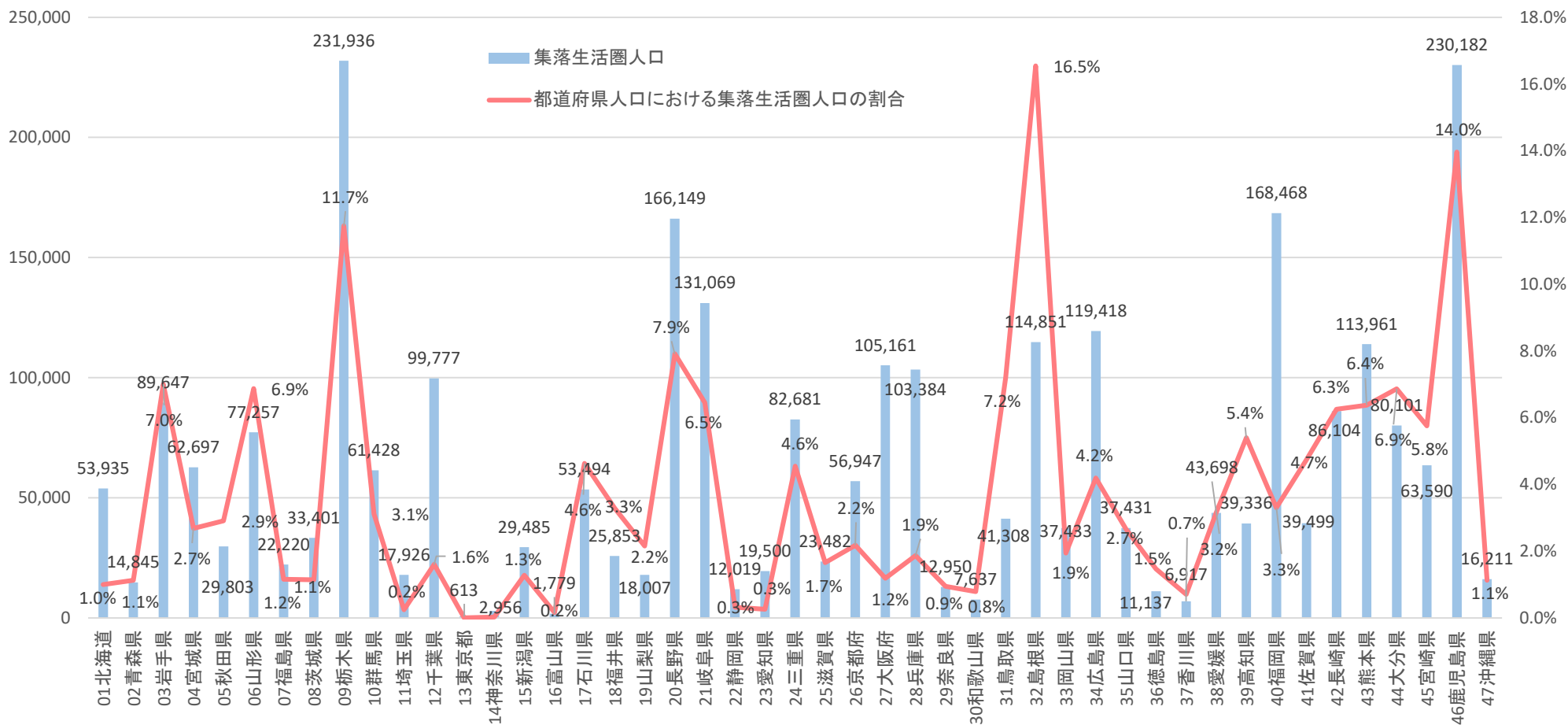
- 今後、形成が予定されている小さな拠点は、
市町村版総合戦略に位置付けのある箇所数：256か所（79市町村※）
市町村版総合戦略に位置付けのない箇所数：100か所（25市町村※）



2. (4) 小さな拠点の集落生活圏人口、集落数、人口カバー率

- 小さな拠点の集落生活圏人口（小さな拠点が対象としている日常生活圏に暮らしている人口）は、全国で合計2,897,683人。1箇所あたりの集落生活圏人口は、**全国平均2,454人**
- 小さな拠点の集落数は、全国で合計18,626集落。1箇所あたりの集落数は、**全国平均15.8集落**
- 都道府県人口のうち約2.3%が、小さな拠点が対象としている日常生活圏で暮らしている
（市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,181箇所について調査。日本全国及び各都道府県人口は平成27年国勢調査を参照）

都道府県別の集落生活圏人口の合計、都道府県別人口における集落生活圏人口の割合（人口カバー率）



2. (5) 現在形成されている小さな拠点における各調査項目の結果

2. (5) - ① 法律上の地域区分

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
①市街化調整区域	67	(6%)	41	(6%)	67 41
②非線引き都市計画区域の用途地域指定区域	133	(11%)	65	(9%)	133 65
③非線引き都市計画区域の用途地域非指定区域	318	(27%)	216	(31%)	318 216
④農業振興地域	870	(74%)	469	(68%)	870 469

2. (5) - ② 対象範囲

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①中学校区より広い	24	(2%)	29	(4%)	24 29
②中学校区	153	(13%)	158	(23%)	153 158
③旧中学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア)	29	(2%)	15	(2%)	29 15
④小学校区	395	(33%)	236	(34%)	395 236
⑤旧小学校区(平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア)	333	(28%)	86	(13%)	333 86
⑥小学校区(又は旧小学校区)より狭い	136	(12%)	107	(16%)	136 107
⑦中学校区(上記②)及び小学校区(上記④)と概ね一致	19	(2%)	5	(1%)	19 5
⑧その他	92	(8%)	50	(7%)	92 50
合 計	1,181	(100%)	686	(100%)	

2. (5) - ③ 地域再生計画への位置付け

	総合戦略 あり	総合戦略 なし	※未回答あり
①位置づけあり	252 (22%)	24 (4%)	252 24
②今後、策定予定	89 (8%)	10 (2%)	89 10
③過去に位置づけがあった	20 (2%)	1 (0%)	20 1
④なし	796 (69%)	618 (95%)	796 618
合 計	1,157 (100%)	653 (100%)	

2. (5) - ③ - ア 地域再生計画において位置付けた特例措置

※ 2. (5) - ③ 地域再生計画への位置付け 「①位置付けあり」の内訳

	総合戦略 あり	
①地方創生関係交付金の活用	231 (92%)	231
②地域再生土地利用計画の策定	0 (0%)	
③自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用	0 (0%)	
④小さな拠点税制の活用	4 (2%)	4
⑤その他	17 (7%)	17
合 計	252 (100%)	

2. (5) - ④ 主な施設

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		※複数回答
a 市役所・町村役場の本庁	111	(9%)	75	(11%)	111 75
b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口	405	(34%)	303	(44%)	405 303
c 公民館(分館も含む)	671	(57%)	449	(65%)	671 449
d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設	816	(69%)	391	(57%)	816 391
e 郵便局(簡易郵便局含む)	980	(83%)	577	(84%)	980 577
f 農協	511	(43%)	377	(55%)	511 377
g 銀行、信用金庫等金融機関(郵便局、農協除く)	311	(26%)	202	(29%)	311 202
h ATM(郵便局や農協等の施設に併設している場合も含む)	779	(66%)	513	(75%)	779 513
I 保育所・幼稚園(認定こども園も含む)	728	(62%)	463	(67%)	728 463
j 小学校	752	(64%)	479	(70%)	752 479
k 中学校	442	(37%)	324	(47%)	442 324
l 高等学校	123	(10%)	79	(12%)	123 79
m 運動施設(運動場、体育館等)、公園、広場	889	(75%)	500	(73%)	889 500
n 医療施設(病院、診療所等)	674	(57%)	453	(66%)	674 453
o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター	648	(55%)	416	(61%)	648 416
p ガソリンスタンド	689	(58%)	444	(65%)	689 444
q 食料品・日用品販売店(スーパー、コンビニ、個人商店等)	959	(81%)	559	(81%)	959 559
r 飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)	879	(74%)	525	(77%)	879 525
s 道の駅	154	(13%)	101	(15%)	154 101
t 物産・観光施設(道の駅以外)	495	(42%)	267	(39%)	495 267
u 宿泊施設	534	(45%)	338	(49%)	534 338
v 鉄道駅	242	(20%)	167	(24%)	242 167
w バス停留所	1,071	(91%)	616	(90%)	1,071 616
x その他	81	(7%)	65	(9%)	81 65

2. (5) - ⑤ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①あり	1,116	(95%)	648	(95%)	1,116 648
②なし(今後開設予定)	8	(1%)	6	(1%)	8 6
③なし(予定もなし)	52	(4%)	31	(5%)	52 31
合計	1,176	(100%)	685	(100%)	

2. (5) - ⑤ - ア 交通機関の種類

※ 2. (5) - ⑤ 都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答
a 鉄道・軌道	210	(19%)	156	(24%)	210 156
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	650	(58%)	436	(67%)	650 436
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	453	(41%)	195	(30%)	453 195
d 乗合タクシー	275	(25%)	107	(17%)	275 107
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	72	(6%)	52	(8%)	72 52
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	38	(3%)	17	(3%)	38 17
g 地域住民による無償運送	17	(2%)	4	(1%)	17 4
h その他・備考	18	(2%)	16	(2%)	18 16
合計	1,116	(100%)	648	(100%)	

2. (5) - ⑥ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり	
①あり	987	(84%)	587	(86%)	987	587
②なし(今後開設予定)	17	(1%)	14	(2%)	17	14
③なし(予定もなし)	173	(15%)	83	(12%)	173	83
合 計	1,177	(100%)	684	(100%)		

2. (5) - ⑥ - ア 交通機関の種類

※ 2. (5) - ⑥ 小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※複数回答	
a 鉄道・軌道	66	(7%)	56	(10%)	66	56
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	433	(44%)	309	(53%)	433	309
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	432	(44%)	219	(37%)	432	219
d 乗合タクシー	286	(29%)	141	(24%)	286	141
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	117	(12%)	72	(12%)	117	72
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	42	(4%)	22	(4%)	42	22
g 地域住民による無償運送	18	(2%)	17	(3%)	18	17
h その他・備考	12	(1%)	13	(2%)	12	13
合 計	987	(100%)	587	(100%)		

2. (5) - ⑦ 交通結節機能の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設あり)	242	(21%)	234	(35%)	242 234
②小さな拠点における乗継ぎあり (乗継ぎ施設なし)	236	(20%)	123	(18%)	236 123
③小さな拠点における乗継ぎなし	687	(59%)	317	(47%)	687 317
合 計	1,165	(100%)	674	(100%)	

2. (5) - ⑧ 小さな拠点を含む地域公共交通網形成計画の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①作成済	638	(54%)	322	(48%)	638 322
②作成なし(予定あり)	179	(15%)	75	(11%)	179 75
③作成なし(予定なし)	354	(30%)	279	(41%)	354 279
合 計	1,171	(100%)	676	(100%)	

2. (5) - ⑨ 地域運営組織の有無

	総合戦略あり		総合戦略なし		
①あり(複数)	36	(3%)	23	(3%)	36 23
②あり(単独)	984	(83%)	388	(57%)	984 388
③なし	161	(14%)	275	(40%)	161 275
合計	1,181	(100%)	686	(100%)	

2. (5) - ⑨ - ア 地域運営組織の主な法人格

※ 2. (5) - ⑨ 地域運営組織の有無 「①あり(複数)」、「②あり(単独)」の内訳

	総合戦略あり		総合戦略なし		※未回答あり
①法人格のない任意団体	938	(85%)	401	(88%)	938 401
②NPO法人(認定NPO除く)	32	(3%)	28	(6%)	32 28
③認定NPO法人	4	(0%)	3	(1%)	4 3
④一般社団法人	17	(2%)	1	(0%)	17 1
⑤公益社団法人	0	(0%)	0	(0%)	
⑥認可地縁団体(地方自治法に基づく)	87	(8%)	14	(3%)	87 14
⑦社会福祉法人	4	(0%)	0	(0%)	4
⑧株式会社	14	(1%)	3	(1%)	14 3
⑨合同会社	1	(0%)	0	(0%)	1
⑩その他の法人格	3	(0%)	7	(2%)	3 7
合計	1,100	(100%)	457	(100%)	

(参考1) 本調査における「小さな拠点」の定義 (概念)

本調査の実施にあたっては、調査対象とする小さな拠点について、以下の定義 (概念) を示した上で市町村に調査を行っており、回答した市町村の状況に応じて、各小さな拠点に立地する施設や交通ネットワークの有無等の施設や機能にはばらつきがあることに留意が必要です。

●本調査の対象とする小さな拠点

「小さな拠点」については、明確な定義はありませんが、本調査においては、以下の概念に該当する施設や場所 (地区・エリア) を調査対象とします。必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、「小さな拠点」の概念に該当する場合は、本調査の対象とします。

【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能 (医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等) やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏[※]において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となります。

【調査対象とする小さな拠点の具体イメージ】

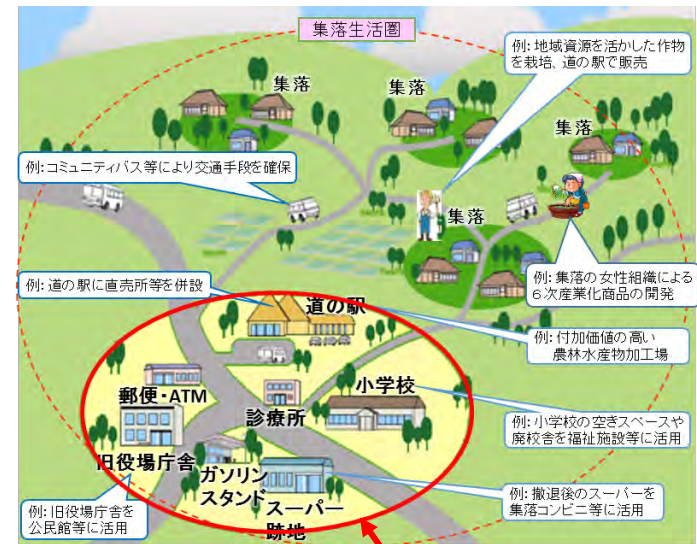
本調査の対象とする「小さな拠点」については、例えば、以下のような地区や施設です。あくまで例示ですので、これ以外の場合も上記の概念に該当すれば、本調査の対象として下さい。

- ・旧町役場周辺に、旧役場庁舎を活用した支所や地域交流センター、小学校、郵便局、商店、バス停等が歩いて回れる程度の範囲に従来から集積しており、引き続き、地域 (集落生活圏) の中心拠点として機能している地区 (エリア) 【従来から機能・施設が集積しているエリア】
- ・廃校となった小学校校舎を活用し、旧校舎を改修して、地域住民の活動拠点センターや小規模売店を新たに設置するとともに、近隣にあった老朽化した診療所や老人福祉センターを移設集約した施設【既存施設を活用し、機能を集約した施設】
- ・新たに道の駅を整備し、道の駅を中心施設として、今後、地域内の生活機能や交流機能の拠点として整備を図っていく地区 (エリア) 【新規に整備するエリア】

※必ずしも新規に施設を整備する場合や施設を移転・集約する場合を対象とするものではなく、従来からある集落の中心機能を維持していくことも小さな拠点の対象となります。また、「小さな拠点」という名称を使用している必要はありませんので、本調査で示している小さな拠点の概念に該当する場合は、幅広く調査への回答をご検討下さい。

※本調査の対象とする小さな拠点は、中山間地域や農村部を主に対象と考えており、明確な定義はありませんが、特に都市部や市街地 (都市計画法の市街化区域) における機能が集積しているエリアや施設は対象としません。

〔小さな拠点の概念図〕



小さな拠点

(参考2) 前回調査：「平成30年度小さな拠点の形成に関する実態調査」概要

- 調査主体：内閣府地方創生推進事務局
- 調査時期：平成30年5月末時点における状況として、6月4日～6月25日にかけて調査
- 調査対象：全市町村
- 調査方法：都道府県を經由して、市町村に対して、市町村内の小さな拠点の形成状況等について調査。調査票をメールで送付し、都道府県においてとりまとめの上、メールで回収
- 調査項目：市町村における小さな拠点の形成数、今後の形成予定数
各小さな拠点の地区名、住所、人口、集落数、対象範囲、地域区分、地域再生計画や市町村版総合戦略への位置付け、主な拠点施設、交通ネットワーク、地域運営組織の有無、ホームページ等

【調査結果の概要】

- 回答のあった市町村のうち、**約28%の市町村にあたる496市町村**において、小さな拠点が既に形成されている
- そのうち、**市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は、307市町村（約18%）**
- 市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数は、全国で**1,069箇所**

【市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所の概要】

- 対象とする集落生活圏の範囲は、**小学校区や旧小学校区が多い**（それぞれ全体の約30%）
- 20%にあたる210箇所で地域再生計画に位置付けて、主に地方創生交付金を活用し、取組を推進
- 立地する主な施設は、バス停留所、郵便局、食料品・日用品販売店、運動施設等、飲食店、小学校の順に多い
- **都市部との公共交通は97%の箇所で形成**されており、**周辺集落との交通は83%の箇所で形成**されている
- 都市部との交通及び周辺集落との交通はともに民営路線バスが最も多い
- **84%の箇所で地域運営組織が形成**され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組む